

恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月26日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第30号

恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略） （助成の対象） 第3条（略） （1）・（2）（略） （3）医療保険各法の規定による被保険者又は組合員が恵庭市の区域内に住所を有し、かつ、その被扶養者であって他の市町村の区域内に住所を有する者が遠隔地被保険者証その他の被扶養者のための被保険者証を交付されている場合における当該被	第1条・第2条（略） （助成の対象） 第3条（略） （1）・（2）（略） （3）医療保険各法の規定による被保険者又は組合員が恵庭市の区域内に住所を有し、かつ、その被扶養者であって他の市町村の区域内に住所を有する者_____

現行	改正案
<u>扶養者</u> (4) (略) 2 (略) 第 4 条～第 13 条 (略)	<u> </u> (4) (略) 2 (略) 第 4 条～第 13 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。